



## 家族介護者支援のリアリティ

男性介護者研究からの提言

津止 正敏 立命館大学産業社会学部

### 抄 録

家族介護の美風という名のもとで「家族が介護する」ことはこれまで長い間自明のものとされてきた。困難性の指摘はあっても「なぜ家族が介護をするのか」ということそのものが問われる機会は多くなかった。家族介護者は介護資源として当然視され、被介護者のためになされる支援施策によって結果的に介護者も支援されるということ以外には、独自の支援施策についてはその必要性もほとんど省みられることはなかった。しかし、いまや家族介護は悲劇的な事件の温床という様相を色濃くしている。「介護」というコインの裏表の関係として虐待事件と家族介護が現れていることから、家族介護者支援のあり方について構想することは頻発する高齢者虐待の防止策にも意味のあることと思われる。本稿では介護問題の発生要因として「男性介護者」「介護と家族資源」「介護と仕事」「介護と家計」として措定し、家族介護者支援の課題と方向を検討してみた。

Key Words：家族介護者支援、男性介護者、介護の社会化

高齢者虐待防止研究, 5(1)：32-38, 2009

### I. はじめに：裏表の関係にある「家族介護」と「虐待行為」

男性介護者支援をテーマとした京都のある研修会で、実母を介護しているという「息子」から「高齢者虐待防止法とともに介護者虐待防止法を」という声が出た。高齢者本人もたいへんだが、家族もたいへんだというのだ。このことは家族介護者支援を訴える声にはほかならない。「高齢者虐待防止法」の正式名称が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」であることは一般にはあまり知られていない。また家族介護者への支援の実態にまったく乏しいということからすれば当然であるべきして家族介護者ニーズといえよう。確かにこの法律にある「相談、指導及び助言」(第6条)、「その他必要な措置」「高齢者が短期間養護を受ける(中略)居室を確保」(第14

条)という「養護者に対する支援」に対応する項目は、家族介護者が抱える介護負担実際や支援のリアリティに乏しい。本法における「養護者に対する支援」が「介護する家族」を自明のこととして「養護者の本来の社会資源としての力を発揮すること」<sup>1)</sup>を期待しているのであるとすれば、このこと自体への問い返しも必要となろう。

家族介護は、これまで長い間、「家族の美風」という衣をまとって来ただけに「家族が介護する」ことは自明のものとされてきた。そのために、困難性の指摘はあっても笹谷春美がいうように「なぜ家族が介護をするのか」ということそのものが問われる機会は多くなかった<sup>2)</sup>。家族介護者は介護資源として当然視され、被介護者のためになされる支援施策によって結果的に介護者も支援されるということ以外には、家族介護者のための独自の支援施策はその必要性もほとんど省みられることなくいまに至っている。しかし、いまや家族による在宅介護は悲劇的な事件の温床という様相を色

Masatoshi Tsudome

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

濃くしている。たとえば、虐待事件の85.7%が同居家族のなかで発生し、虐待加害者のうち息子が40.6%、夫15.8%、娘15.0%と、男性と実子を合わせると72%という2007年度調査結果もでてい。被虐待高齢者で要介護等認定者は70%、そのうち要介護度3以上が45%、認知症日常生活自立度Ⅱ以上が64.3%、という状況である<sup>3)</sup>。虐待行為の背景にある介護者—被介護者の人間関係や個人的属性を超える在宅での家族の介護負担の存在への警鐘ともいえよう。「介護」というコインの裏表の関係として虐待事件と家族介護が現れている。これまでの高齢者虐待にかかわる調査研究でも、虐待の発生要因として、虐待者と被虐待者の人間関係や個人的属性とともに介護負担との相関性が析出されていることから、高齢者虐待の発見、介入の施策化とともに、家族介護者支援のあり方について構想することは頻発する高齢者虐待の防止策にも意味のあることと思われる。

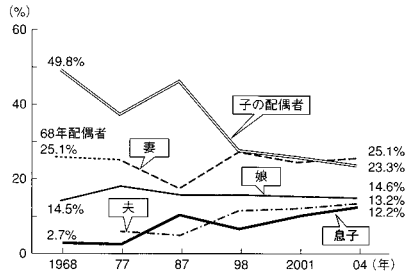
それでは、家族介護における介護問題の発生要因としてどのような因子や場面が考えられるだろうか。本稿ではそれを「男性介護者」「介護と家族資源」「介護と仕事」「介護と家計」として指差し、家族介護者支援の課題と方向を検討していきたい。

## II. 男性介護者の介護実態

「コーヒー1杯入れたことがなかったのに家事をするようになった」「いままですべての家事を一切しなかったのが、炊事、洗濯、掃除、ゴミ出し、そして郵便局、役所など種々の用事をしなければならなくなった」

いずれも妻を介護する70代の男性介護者の声である<sup>4)</sup>。いまや主たる家族介護者の4分の1を男性が占める時代、介護する男性はもはや珍しい存在ではなくなった。

表1はこの40年間の介護者の続柄の推移表である。日本で初めて全国規模の介護者調査が行われたのが1968年。当時20万人と推計された要介護者は、いまや認定を受けた人だけでも50万人



注) 87年までは全国社会福祉協議会などの調べ、98年以降は国民生活基礎調査

出典：津止正敏：主たる介護者の続柄の推移。読売新聞(2008)

図1 主たる介護者の続柄の推移表

を超え、介護関係も激変した。半数を占めていた嫁は23.3%と半減。嫁の撤退と裏表の関係にあったのが、夫や息子たちである。息子は12.2%、夫も13.2%と数倍に増えている(図1)。新しい介護の担い手としての男性の登場だが、夫婦介護では夫が3分の1を、実子介護では息子は45%と、性差は明らかに縮小しており、その多くは高齢者同士の老老介護という状況だ。なお、比較素材としたこれらの調査の主宰者や調査目的・手法などの違いを理由に、推移比較の有効性を疑問視する意見もあるが、傾向を巨視的に把握するという点では意味のあることだと考えた。70年代以前には全国規模での介護調査はここに掲載したもの以外に筆者の手元にはない。

男女がともに介護をになうという視点からみれば、介護者役割をになう男性が増えてくるというのは確かに喜ばしいことには相違ない。しかし、家事や介護のスキルを期待されることのない男性の介護実態をみれば手放しで歓迎されるような事態にはなっていないのが現実ではないか。

筆者らの調査で、男性が介護に直面して困ったことのいちばんに挙げられたのは炊事・掃除・洗濯・買い物などの「家事」の問題である。365日の食事づくりの準備は、メニュー、食材選択、調理、食事介助、後片づけなど多くの時間と技術を要す、

しかし、介護保険では家事の多くは家族が行って当然とされ、同居家族がいる場合、家事など生活援助への制約がより厳しく運用されるようになった。しかし、家事支援の必要性は男性に限ったことではなく、いままで問題なくすごしてきた人も加齢や病によって同じような問題に直面するはずだ。同居家族を根拠とするサービスの利用制限は、在宅介護が長期化し、重度化、高齢化が進む時代の介護ニーズに合わない欠陥条項といわざるを得ない。いま増えているのは80代、90代の老夫婦の介護関係であり、利用の制限どころか、むしろ夫婦ともに支援の必要な家族であるという認識に変えていくことこそ今日の課題ではないか。また、老老介護だけでなく、高齢者虐待の問題状況からも家族介護者をも視野に入れた支援策の必要が言われている。高齢者虐待問題は、虐待者のアルコール依存症や人格障害、既往症としての精神障害、失業、不安定就労、無職等の「多問題家族」としての対応を迫っている、という萩原清子の指摘もまた家族介護者支援の背景課題として構成される<sup>5)</sup>。

しかし、その一方で、介護は負担や孤立だけでなく、介護する喜びや希望も同時にもたしている。筆者らの調査では「負担も大きい」が「喜びもある」と感じている男性介護者が過半数に上っている(表1)。絶望と希望が瞬時に繰り返し交差する両面性にこそ家族介護の特徴があるようだ。この相反する感情が混在するという介護実態から家族介護者のニーズを読み取っていくことで、続発し社会問題化している介護事件の再発防止のための支援や施策にもつながっていくと思われる。

### Ⅲ. 介護と家族資源；同居家族「制限」をめぐって

2006年の介護保険制度の改定は、家族介護の扱いや利用者負担などこの制度がそもそも持ち合わせた弱点や欠陥をさらに拡張するような結果になったが、その1つに同居家族問題がある。同居

表1 介護負担と喜びとの関係

	喜びを感じない	喜びを感じる
負担を感じない 58人	28	30
負担を感じる 234人	80	154

家族がいれば家事援助などの生活援助のサービスが制限され、あるいは軽度の利用者の訪問介護時間が減らされるなど利用者への多大なしわ寄せをもたらした。利用者や現場の声に押されて厚生労働省は都道府県に「同居家族がいることのみを判断材料として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう」という通達をもってようやく改善に乗り出した。2007年12月、2008年8月の2度にわたって出されたこの通達自身が、生活援助の第一線ではいままもなお大きな混乱が起きていることの証でもある。

要介護の高齢者本人でさえ利用が制限されるなかでは、介護保険制度は同居家族への支援などはもちろんないし、また本人支援という制度設計のなかでは論理として持ち合わせることもない。

「老夫婦の一方が食事をつくってもらっても、もう1人はわざわざ、自分でつくらなければならないとは、しゃくし定規すぎる。2人分をつくってもらえれば、常時介護するもう1人の労力はそれだけ軽減される。洗濯、掃除も同様である。健康な大人が同居している場合も、介護が受けにくいと聞く。生活を支える若い人が仕事を捨てて、介護に回れば共倒れになるのは必至だ」

これは毎日新聞(07.10.21 朝刊)に掲載された主婦(81歳)の声である。老老介護や小さい家族介護が一般化する今日の介護実態に有効な介護制度を構想しようとするれば、「介護する家族も支援の対象に」という要求はもはや避けて通ることはできない政策課題になっているといえよう。現に、第一線の自治体のなかには、たとえば東京都渋谷区のように同居家族がいても、掃除、洗濯、調理など

の生活援助を介護保険とは別立てで提供するところもある。また、食事準備や共同スペースの清掃などその同居の高齢者家族をも支援の対象とすることを制度化するところも生まれている。

#### IV. 介護と仕事

育児・介護休業制度の改正が日程に上っている。家族の介護を理由に離職した人が、2006年10月からの1年間で過去最多の14万人に上ることが総務省の就業構造基本調査で明らかになって驚かされた<sup>6)</sup>。しかも離職者のうち男性が25,600人で9年前の2.1倍にもなったという。およそ半数が40～50代の働き盛り男性で、2005年19,100人と比べても34%増になっている。現行の育児・介護休業法では、家族が要介護状態となった場合、通常93日間の休業を取得することができるが、しかし、2004年度の実績であるが、全常用労働者のうち同制度を取得したものはわずか男性0.02%、女性0.08%、平均でも0.04%にすぎない。実際に、介護者役割が発生した者でさえ1.5%の取得率である。残念ながら介護と仕事の両立という課題にはほとんど機能していないといっても過言ではない。いま検討されている同制度の改定がこの課題にどのように影響するか、厳しく問われよう。

なぜ、働き盛りの男性が、介護の役割をになうことによって離職に追い込まれていくのか、2つの理由が考えられる。1つ目は、現行の労働環境が、労働者の介護場面をまったく想定していないということである。たとえば、介護休業制度が挙げられる。労働政策研究・研修機構の調査によれば、介護開始時にその介護体制づくりに一所懸命になった者ほど、また介護による連続した休みが必要になった者ほど、離職・転職しているというのだ。介護と仕事の両立にあたり、圧倒的多数は介護休業制度ではなく、年休取得、欠勤、遅刻、早退等に対応している実態も報告されている<sup>7)</sup>。しかもそれらの対応でもむずかしくなったとき、

仕事を辞めるといふ。介護役割が始まった就業者のうち介護休業制度を取得したのはわずか1・5%しかいない。現行の同制度の実態は、介護を機に職場からのフェイドアウトを演出はしても、介護と仕事の両立を想定したものではない。

2つ目の理由は、介護保険などの現行介護制度が想定している嫁や妻という介護者像(モデル)と現実の介護者との大きなはく離である。夫はもちろん働き盛りの息子や娘もいまや「介護戦力」に組み込まれているが、しかし介護保険による介護サービス提供は、要介護者本人の要介護状態でその給付上限やサービスメニューの組み合わせがほぼ決まり、家族介護者の都合や事情が勘案されることはない。一方に介護役割をになう家族が常時自宅に待機し、他方には家計を支える労働者としての家族の存在を前提にした構造になっているのが、現行制度の実態である。

#### V. 介護と家計

介護によって取入が閉ざされるという事態が進んでいる。

家族のだれかが介護をになうか、この課題への対応は家族介護規範が生き、家族資源に恵まれた時代には、家族のだれかが介護をになうことによって発生する経済的リスクを吸収しながら仕事と介護の問題を家計に直結させずに、家計への影響を最小限に抑える仕組みが機能してきた。就業していない家族、パートなど稼ぎが少ない家族、賃金水準で下位にある家族、定年にもっとも近い家族、等々がなうことによって家族介護のリスクを回収してきたのである。介護は家族が行うもの、女性がなうもの、という規範がこの仕組みを頑強に支えてきた。こうした介護担い手の選択化は、つい最近まで「日本型福祉社会」というこの国の家族介護のリスク回避の仕組みとして機能してきた。その破たんを承認し、ほころびを補っていこうというのが、今日の介護制度の開始期の動機であり契機であった。しかし、現行の介護保険制度

表 2 介護に伴う経済的支援の例

対象	目的	施策の事例
介護者	介護労働に対する対価	親族ヘルパー制度(スウェーデン)、家族手当支給(フィンランド)
	介護に伴う機会費用の補償	障害者介護手当(イギリス)、介護者給付(オーストラリア)、介護者手当(スウェーデン)、介護休暇手当(スウェーデン)
	サービスの代替(選択肢の拡大)	直接給付(必要なサービスを購入/イギリス)
	ケアに伴う付加的費用の補償	介護者手当(集中的・高度なケアに伴う付加的費用の補填/オーストラリア)
要介護者	介護者の確保(自らの選択の基づく)→介護者への給付に	介護手当(現金給付/ドイツ)、介護手当(現金給付/スウェーデン)

出典：岩間大和子：家族介護者の政策上の位置付けと公的支援(2003)、増田雅暢：家族介護の評価と介護保険(1)(2002)、井上恒男：介護者支援再考：日英政策展開の比較(2005)、藤岡純一：スウェーデンにおける家族介護者に対する公的支援(2008)等より作成

は、その理念はともかく、結局は家計を支える稼ぎ手としての家族と介護をになう家族が、それぞれ別個に存在して初めて機能するような制度として設計されている。

介護と家計をつなぐもう1つの水路も生まれている。介護費用の高騰によって引き起こされる経済的問題である。介護タクシーなど移動経費、通院経費、医薬代、栄養剤、特注の調度品、寝具、衣服、食器、など被介護者の特別のニーズに対応するための固有の費用負担も生まれてくる。さらに介護サービスを利用すれば、食費・居住費は全額など費用負担が発生する。特別養護老人ホームも個室ユニットの場合1か月10数万円にもなるという。グループホームや有料老人ホームではさらに高額になる。

介護に伴って「収入が閉ざされ支出は増える」という介護と家計の相関性を振り返ってみると次のようになる。

①稼ぎ手と介護担い手が一体化するという事態が進み、退職や収入減など経済的問題が生まれている。

②年金暮らしの単独世帯や高齢夫婦世帯での介護が増えているが、要介護状態になっても介護費用等は年金額に算定されないために経済的負担が大きくなる。

③食費や居住費の全額自己負担化など応益負担

制度の導入と強化によって、介護サービス利用の際の費用負担がより大きくなっていく。

④介護の費用負担が世帯単位のために、同居家族の負担は実際の介護だけでなく経済面でも大きくなる。

介護に伴って経済的には「入」も「出」も八方ふさがりの状況が生まれている。被介護者にはもちろん、介護する人にも、経済的支援の必要性が発生しているということであろう。社会福祉の歴史はかつての救貧対策から所得制限を撤廃し普遍化・一般化の道を歩んできたが、その途上でいつの間にか福祉のなかに新たな福祉が必要となるような、貧困層を制度から排除するという皮肉な事態を生んでいる。表2は介護手当など各国の経済的支援事例だが、日本でも上述の事情からすれば介護にかかわっての経済的支援の議論はもはや回避できないように思われる。

## VI. 家族介護者支援のリアリティ

「介護の社会化」という理念は、家族介護から嫁や妻を解放し新しい介護制度を創出するための戦略的な動力になってきた。世帯構造の変化や介護サービスの制度化は、嫁や妻だけでなくこれまで周縁化されてきた夫、息子、娘、兄弟姉妹などを新たな主たる介護者として介護場面の中心に引き

寄せている。家族介護に對置されて語られてきた「介護の社会化」をより豊かで包括的な介護理念へと刷新していくという新たな課題を浮上させているのではないか。

筆者は、「介護の社会化」を、従来いわれてきた介護の外部化と同視するだけでは今日の状況変化に対応できず、逆に不都合を生じさせるのではないかと危惧している。状況変化とは、介護の外部化という介護サービスの環境整備やその利用拡大が在宅での家族介護を圧倒的に増大させていること、そして、家族介護者の負担や介護葛藤は軽減された部分もあるが、実際には介護の長期化、重度化、高齢化のなかでさらに深化、複雑化していること、につぎるのではないか。

家族介護者に対する支援をどのような包括的理念で考えていくのかにふれて本稿のまとめとする。

介護保険は「介護の社会化」に向けた「在宅での介護環境の整備」としてスタートしたが、家族介護者支援という新たな課題は、介護保険が掲げた「介護の社会化」を家族をあてにしくなくても暮らせる「脱家族化支援(介護の外部化)」として、「在宅での介護環境の整備」を「家族介護者支援」「コミュニケーション支援」としてそれぞれ再構成していく課題にほかならない。いわば「ポスト介護保険」時代における課題と言いつてもいい。この3領域によってようやく私たちの「介護の社会化」の全容が整う、と筆者は考えている(図2)。3領域それぞれが、①だれも家族介護を強制されずに、そして②だれも家族介護から排除されない、という家族介護の理念で包摂されるはずである。上野千鶴子は「ケアの人権4象限」(図3)として「ケアする/される権利」「ケアする/されることを強制されない権利」ということを主張している<sup>8)</sup>。「する/される」と「強制されない」という対関係があつてはじめて権利概念が成立する、そうでなければ「義務」にすぎないという、いくつもの複雑なシーンが交錯する家族介護のジレンマを一元的に可視化した明瞭な枠組みである。

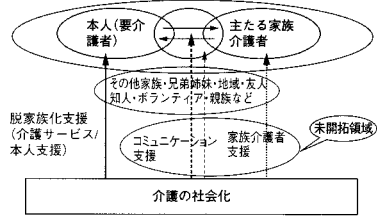


図2 「介護の社会化」の3領域

	積極的		
ケアの受け手	II ケアされる権利	I ケアする権利	ケアの与え手
	III ケアされることを強制されない権利	IV ケアすることを強制されない権利	
	消極的		

出典：上野千鶴子：ケアの境界。家族社会学研究，20(1)：(2008.4)

図3 ケアの人権の4象限

こうして家族介護者支援は、①家族介護をするためになされる支援と②家族を介護から解放するための支援という両面をになうことになるであろう。「介護する/介護することを強制されない」という家族介護者の介護方針の決定支援や介護者自身の生活の質の向上のための取り組み、介護休業や介護休暇(レスパイト)等の働き方支援、経済的支援、キャリア形成、カウンセリング、地域コミュニティなど社会参加等、家族介護者もまた固有の介護問題のない手として支援されるべきだと考える。さらに、在宅介護を「する/強制されない」といういずれを選択しても家族介護者の心理は支援を必要とする存在であり続けるはずである。なぜなら、在宅介護を長期にわたって継続していくことの限界はいまやだれの目にも明らかだが、在宅介護から施設介護へとステージが移行されたとしても課題はつきないからである。在宅から施設への介護ステージの移行等の際に「介護する/される」家族双方が抱える心苦しさは、この社会の働き方や暮らし方、家族規範の変容、施設処遇水準の向上など介護サービスをめぐって交わされる幾多

の関門を潜り抜けることなしには容易には解消されないのであろう。家族社会学者の柚井孝子も次のように家族心情を吐露している。

「私も親の介護は施設にお願いしたんですが、本当のことを言うと、自分勝手なところがありました。どっちを取るかというときに、要介護の人を優先させないで、やはり自分あるいは自分の家族を優先させるということはどうしても起こってしまうんですね。それはどうしようもないことです。その辺の対立する葛藤やジレンマなんかを考えると、やはり本人第1主義でいかないといけないかなと、これは私のまったく個人的な考えでございます<sup>9)</sup>」。

だが、こうした心情と、「本人第1主義」を盾に家族を介護資源として再回収するということとは別次元である。

家族介護にうつ積するこの苦しみ哀しみに同伴しつつ介護者と被介護者が閉じた関係で窒息しないように、より社会に開く支援が必要といえよう。介護者、被介護者が孤立することなく他の親族、友人、隣人、ボランティアの関係のなかで暮らし続けていくことへの支援(コミュニケーション支援)も重要性を増してくる。

いずれにしても、どこで介護するか、だれとどのように暮らすか、ということは、深い葛藤を伴いながらも、やはり本人と家族の関係のなかで判断される事項であるということである。この重い課題を絶望することもなくあきらめもせずに知恵を出し合い考え抜いて希望をもって判断することができる環境づくりにこそわれわれの現下の課題があるといえよう。そして、たどりついたその介

護方針は尊重されるばかりでなく実体を備えなければならぬ。たとえば在宅介護を選択した際に生ずる介護や家事はもちろん仕事、家計、家族関係、社会参加などあらゆるリスクは社会が「丸ごと」引き受けるという総合的な支援でなければならぬということである。そうでなければ「ポスト介護保険」という時代の要請にこたえることはできないであらう。

介護に耐性力のある社会を実現するということが社会的合意になるようその水準を引き上げていくことが私たちの課題である。

#### 【文 献】

- 1) 高齢者虐待防止研究会編：高齢者虐待に挑む。17、中央法規、東京(2006)。
- 2) 笹谷春美：女が介護を引き受けるとき：ジェンダーとライフコースのポリティックス。家族のケア 家族へのケア。岩波書店、1、東京(2008)。
- 3) 厚生労働省老健局計画課：平成19年度高齢者虐待の防止；高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果。(2008)。
- 4) 津止正敏、斎藤真緒：男性介護者白書：家族介護者支援への提言。1、かもがわ出版、京都(2007)。
- 5) 萩原清子：高齢者の虐待；なぜ増える介護者支援策に足りないものとは。月刊ケアマネジメント。18(12)、22-25(2007)。
- 6) 毎日新聞朝刊：8月12日版(2008)。
- 7) 労働政策研究・研修機構編：仕事と生活；体系的両立支援の構築に向けて。労働政策研究・研修機構、305-318(2007)。
- 8) 上野千鶴子：家族の臨界；ケアの分配公正をめぐって。家族社会学研究。20(1)、28-37(2008)。
- 9) 厚生労働省；「安心と希望の介護ビジョン」第1回委員会議事録(2008)より抜粋。